

## マッチング拠出 (DC制度) とその他制度の比較

|           |                      | マッチング拠出(DC制度)                    | iDeCo                            | 財形年金                                 | 新NISA(つみたて投資枠)                         |
|-----------|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 利用条件      | 利用できる方               | 厚生年金被保険者(原則70歳未満)*1              | 原則60歳未満*2                        | 申込時に55歳未満                            | 18歳以上                                  |
|           | 拠出限度額、非課税限度額、年間投資上限額 | 拠出限度額は、企業年金の有無などにより異なる*3         | 拠出限度額は、職業や企業年金の有無などにより異なる*4      | 非課税限度額は、元利合計550万円まで非課税(財形年金と財形住宅の合計) | 年間投資上限額は、年間120万円(非課税保有限度額は、1,800万円)    |
|           | 払戻(売却)               | 原則60歳まで不可(遅くとも75歳までに受給を開始する必要あり) | 原則60歳まで不可(遅くとも75歳までに受給を開始する必要あり) | 目的に応じて可(目的外は課税)                      | いつでも可(年間投資上限額の再利用は不可だが、非課税保有限度額の再利用が可) |
| 税制優遇      | 拠出時(積立時・買付時)         | 全額所得控除                           | 全額所得控除                           | —                                    | —                                      |
|           | 運用時                  | 非課税*5                            | 非課税*5                            | 非課税                                  | 非課税(損益通算不可)                            |
|           | 受取時(払戻・売却時)          | 一定額まで所得控除の対象*6                   | 一定額まで所得控除の対象*6                   | 非課税(目的外は課税)                          | 非課税                                    |
| 運用益の非課税期間 |                      | 無期限                              | 無期限                              | 無期限                                  | 無期限                                    |
| 口座の維持手数料  |                      | 会社負担のケースが多い*7                    | 加入者が負担                           | —                                    | —                                      |
| 元本保証      |                      | 選択商品により異なる                       | 選択商品により異なる                       | 保証される                                | 保証されない                                 |

- \*1 企業(規約)によって加入できる年齢などが異なります。  
\*2 60歳以上でも、国民年金の第2号被保険者または国民年金の任意加入被保険者であれば原則として加入できます。  
\*3 事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計が自社で他に企業年金を実施していない場合は月額 55,000 円(年額 66 万円)以内、実施している場合は月額 27,500 円(年額 33 万円)以内。  
\*4 国民年金の被保険者種別等により年間 14.4 万円～81.6 万円 iDeCo 拠出限度額は、コチラ(<https://rokin-ideco.com/shindan/index.html>)にてご確認ください。  
\*5 年金資産には 1.173% の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。  
\*6 一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除が適用となります。  
\*7 規約の定めにより、加入者が負担するケースもあります。

### [改正] 2024年12月～

### DC拠出限度額が改正されます

**企業型DC:**企業型DCの拠出限度額は、月額 55,000 円から確定給付型(DB、厚生年金基金など)ごとの掛金相当額(他制度掛金相当額)を控除した範囲内となります。

**iDeCo:**月額55,000円から各月の事業主の拠出額(※1)を控除した額(20,000円を超える場合は20,000円)が上限になります。

※1 事業主の拠出額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額になります。事業主の拠出額によっては、iDeCoの掛金の上限が小さくなったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあります。

注)本資料は、厚生労働省Webサイトを基に労働金庫連合会で作成しております。本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。制度詳細や改正事項の適用時期・条件等については厚生労働省Webページや行政に確認をお願いいたします。

#### 企業型DCの拠出限度額

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 企業型DCのみに加入する場合            | 月額 <b>55,000円</b>           |
| 確定給付型(DB、厚生年金基金など)に加入する場合 | 月額 <b>55,000円</b> －他制度掛金相当額 |

#### iDeCoの拠出限度額

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| 月額 <b>55,000円</b> －各月の事業主の拠出額(※1)(上限 <b>20,000円</b> )(※2) |
|-----------------------------------------------------------|

※2 iDeCo最低掛金の月額5,000円を下回る場合は、iDeCo掛金は拠出不可

ろうきんの

## 「企業年金Webサイト」は労働組合やDC加入者に役立つ情報が満載です！

60歳前に転職職する企業型DC加入者向けに、iDeCoの仕組みや移換手続きなども案内しています。

ろうきんDC定期預金の最新金利をわかりやすく表示しています。

確定拠出年金(企業型DC)の加入者が計画的な資産運用を行うための基礎知識を4つのパートに分けて解説しています。



企業年金に関する「ろうきん」の取組みをご紹介します。

企業年金制度の全体像やDCの制度概要はコチラで解説しています。

簡単1分!条件入力だけでマッチング拠出の節税効果が確認できます。

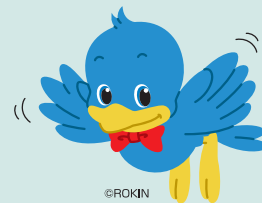
スマートフォン・タブレットにも対応しています



### 企業年金に関するご相談・お問合せは

労働金庫連合会 TEL**03-3295-9341** または お近くのろうきんへ

本紙は、DC制度における一般的なマッチング拠出の説明資料として作成しています。具体的な法令の適用、実際に加入する制度とは異なることがあります。詳細は、行政当局にお問い合わせください。



## DC制度における

ろうきん

# マッチング拠出

マッチング拠出とは、企業型DC制度において会社が拠出する掛金(事業主掛金)に加えて加入者自ら追加拠出することができる制度です。



制度の説明動画はこちら！

### Point

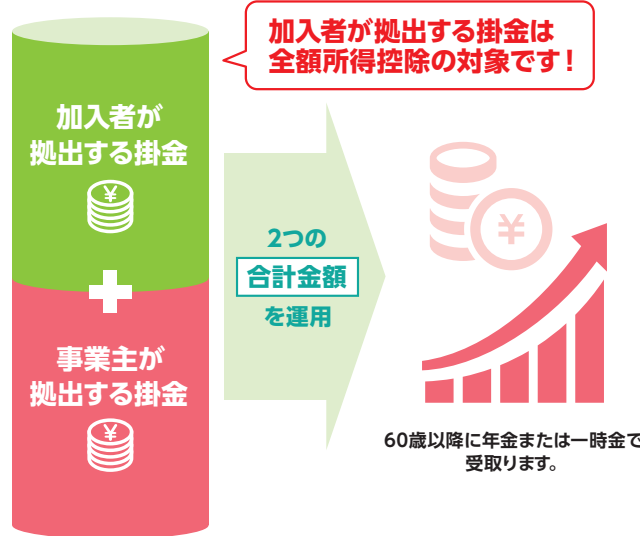
## 加入者も一定の範囲内で事業主の掛金に上乗せ拠出できます

加入者の掛金は、全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象になるため、所得税・住民税の軽減が受けられます。そのメリットをいかしながらセカンドライフの資金準備ができます。

加入者の福利厚生制度の充実を図る等の目的で、約4割<sup>\*1</sup>の規約でマッチング拠出が導入されています。

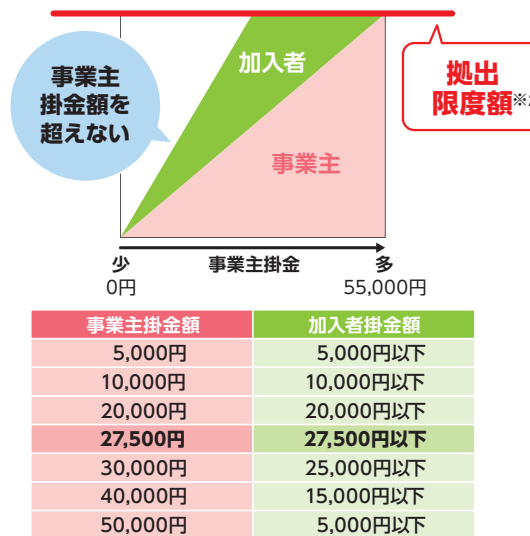
注:マッチング拠出を利用するには、規約にマッチング拠出ができる旨の定めが必要です。

#### ▼ マッチング拠出のイメージ



#### ▼ マッチング拠出の拠出限度額(月額)

(例) 拠出限度額が月額55,000円の場合



※1 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」を基に労働金庫連合会が算出

※2 マッチング拠出(加入者掛金)の限度額は、事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計が自社で他に企業年金を実施していない場合は月額55,000円(年額66万円)以内、実施している場合は月額27,500円(年額33万円)以内。

### ご参考

#### ▼ リタイア後の収支イメージ(概算)

|        |                                 |        |         |
|--------|---------------------------------|--------|---------|
| 収入(月額) | 公的年金(モデル世帯)<br>(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金) | 22.4万円 | 不足3.1万円 |
| 支出(月額) | 平均的な生活費                         | 25.5万円 |         |
| 支出(月額) | ゆとりある生活費                        | 37.9万円 |         |

出典: 厚生労働省「令和5年度の年金額改定についてお知らせします(PressRelease)」、総務省統計「家計調査年報(家計収支編)2021年(令和3年)」、生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査(速報版)」を基に労働金庫連合会が作成

# マッチング拠出 3つのメリット

セカンドライフの準備に向けた  
メリットをご紹介します！

メリット  
1

## 加入者の 掛金は全額所得控除

マッチング拠出への掛金は、全額所得控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。

メリット  
2

## 運用益が非課税で 再投資されます

年金資産の運用益は非課税です。一般の金融商品では運用益に課税される20.315%※1の税金が差し引かれないので、より複利効果をいかした資産形成が期待できます。

※1 所得税及び復興特別所得税…15.315% 住民税…5%

メリット  
3

## 受取方法に応じて 大きな所得控除

60歳以降に受取る際に税制優遇が受けられます。受取り方は一時金（一括）・年金（分割）あるいはその併用を選ぶことができます。

一時金…退職金等と合算し退職所得控除が受けられます。  
年金…他の公的年金等と合算し公的年金等控除が受けられます。

### ケース① Aさんの場合

- 年齢30歳
- 独身
- 掛金：10,000円  
（事業主：5,000円  
加入者：5,000円）
- 運用利回り：3%
- 年収：300万円

所得税と住民税の軽減額は年間約9,000円となり、  
60歳になる30年間で控除額を計算すると…

約**27万0,000円**メリット！

注：年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。  
より詳しいメリットは「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターで計算できます。（留意点1）

60歳になる30年間で運用益は2,109,000円となり、  
運用益に対する非課税額を計算すると…

**42万8,443円**非課税！

※ 年金終価係数47.575を用いて、将来の年金資産を計算。全期間分の運用益（年金資産総額－掛金総額）に対して20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。  
注：年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。

退職所得控除の計算は800万円+70万円×（30年－20年）  
となるので、一時金で受取るなら…

退職金等と  
合算して **1,500万円**まで非課税！

※ 受取り総額は5,709,000円（掛金年額120,000円×年金終価係数47.575を用いて、受取り総額を計算）となります。

### ケース② Bさんの場合

- 年齢40歳
- 既婚（扶養配偶者あり）
- 掛金：20,000円  
（事業主：10,000円  
加入者：10,000円）
- 運用利回り：1%
- 年収：600万円

所得税と住民税の軽減額は年間約24,200円となり、  
60歳になる20年間で控除額を計算すると…

約**48万4,000円**メリット！

注：年収、家族構成等の状況が変わらない前提で計算しています。  
より詳しいメリットは「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターで計算できます。（留意点1）

60歳になる20年間で運用益は484,560円となり、  
運用益に対する非課税額を計算すると…

**9万8,438円**非課税！

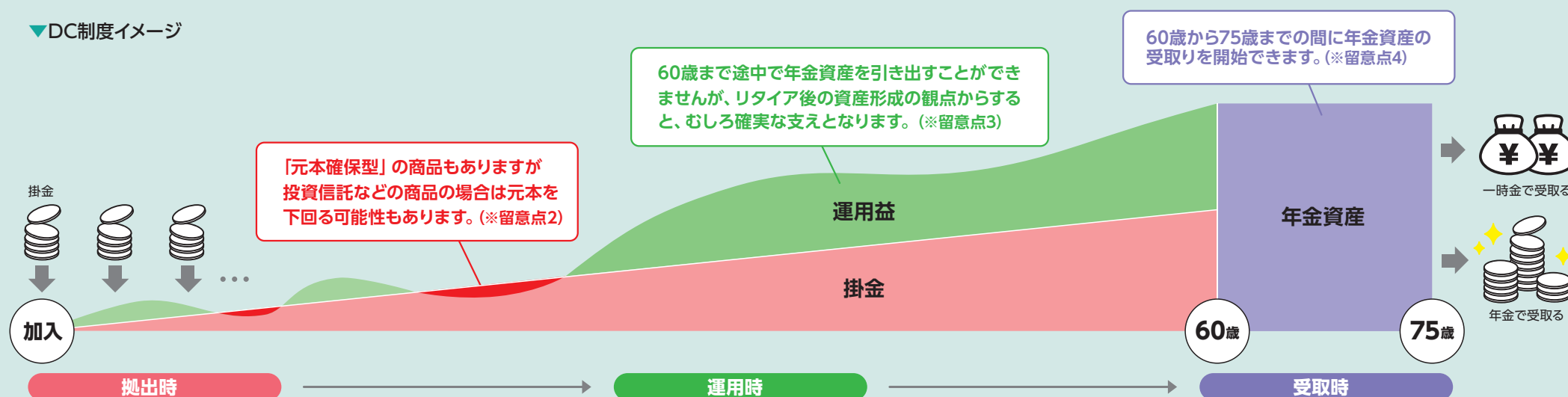
※ 年金終価係数22.019を用いて、将来の年金資産を計算。全期間分の運用益（年金資産総額－掛金総額）に対して20.315%を乗じ、労働金庫連合会が計算。  
注：年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在課税が凍結されています。

退職所得控除の計算は40万円×20年となるので、  
一時金で受取るなら…

退職金等と  
合算して **800万円**まで非課税！

※ 受取り総額は5,284,560円（掛金年額240,000円×年金終価係数22.019を用いて、受取り総額を計算）となります。

### ▼DC制度イメージ



### 年金での受取り

公的年金等は雑所得となります。  
雑所得は以下の通り算出します。

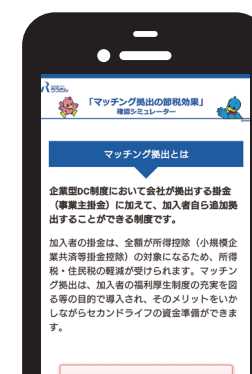
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等に} \\ \text{係る雑所得の} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{公的} \\ \text{年金等の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的} \\ \text{年金等} \\ \text{控除} \\ \hline \end{array}$$

※「公的年金等」の収入金額は、公的年金・企業年金等からの支給額を合算して計算します。

### 留意点

1. 「マッチング拠出の節税効果」確認シミュレーターでは、より詳細なシミュレーションができます。ぜひご利用ください。  
[https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/rokin\\_simulation/matching/](https://www.rokinren.com/kigyonenkin-support/rokin_simulation/matching/)
2. 加入者等自身が運用商品を決めて運用指図を行います。運用結果によっては元本を下回ることもあります。DC制度導入企業は、加入者への投資教育を行っていく努力義務があります。
3. 受給開始年齢までは途中で解約・引き出しすることはできません（脱退一時金は、一定の要件を満たす場合のみ受取可能）。ただし、死亡した場合は死亡一時金・障害に該当する場合は障害給付金が支給されます。
4. 原則60歳から75歳までの間で受取開始ができます（60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合を除く）。

[本紙は、2024年1月1日現在の関係法令・税制に基づき作成しており、数値は概算値になります。今後、法令改正・税制変更等の可能性がありますので、記載内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。]



ここからアクセス



「マッチング拠出の節税効果」  
確認シミュレーター  
でさらに詳しく計算！

拠出をした場合の所得税・住民税  
の軽減効果を試算できます。